

議案第6号

木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年木津川市
条例第181号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）」が令和
4年4月1日から施行されることに伴い、同法の規定に基づき認定された畜舎等につ
いても本条例の制限対象とするため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年木津川市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」の次に「及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第58条第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料（議案第6号）

木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第58条第1項の規定に基づき、地区計画区域内における建築物に関する制限を定めることにより、関西文化学術研究都市にふさわしい住みよい、うるおいのある街への発展と、健全な都市環境を確保することを目的とする。	第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画区域内における建築物に関する制限を定めることにより、関西文化学術研究都市にふさわしい住みよい、うるおいのある街への発展と、健全な都市環境を確保することを目的とする。
第2条～第15条 （略）	第2条～第15条 （略）

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第6号 木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	
担当課	都市計画課 都市計画係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>本条例は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」の規定に基づき、地区計画区域内における建築物に関する制限を定めています。</p> <p>令和4年4月1日に、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）」が施行されることに伴い、同法の規定に基づき認定された畜舎等（以下「認定畜舎等」という。）には「建築基準法」が適用されなくなり、市内の市街化調整区域において一定の基準を満たした場合に建築可能となります。</p> <p>しかしながら、本市は認定畜舎等が建築可能となる市街化調整区域において、地区計画（当尾の郷会館地区計画）を策定しており、同計画で畜舎等については建築物等の用途の制限をしているため、認定畜舎等についても本条例の制限対象とする所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の公布（令和3年5月19日） ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日を定める政令の公布（令和3年10月29日） ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の公布（令和3年12月16日） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	① 都市環境 ア. 計画的な土地利用
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>当尾の郷会館地区計画区域において、認定畜舎等についても建築制限をかけることにより、引き続き健全な都市環境を確保することができます。</p>	